

土地収用法と環境アセスメントの関わりについて

1 土地収用法

公共の利益となる事業の用に供するため、必要な土地を収用し、又は使用することができる場合の手続を定めているものである（第2条）

土地を収用し、又は使用することができる事業は、第3条に列挙されている。（本件は鉄道事業法が対象（第3条第7号））

2 事業認定

起業者（事業者）は、土地を収用し、又は使用しようとするときは、事業の認定を受けなければならない。（第16条）

事業認定の処分は、国土交通大臣又は都道府県知事が行う。

（本件は、国土交通大臣が行う。）

3 事業認定の要件（第20条各号）

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

4 環境アセスメントの関わり

(1) 第3号要件

- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
 - ・ 「得られる公共の利益（事業のメリット）」と「失われる利益（事業のデメリット）」を比較衡量し、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる必要がある。

(2) 失われる利益の代表的なもの

- ・ 生活環境、保全すべき動植物、史跡・文化財などへの影響を考慮する。
 - ア 生活環境への影響
 - ・ 大気、振動、騒音等の評価項目の調査、予測及び評価の具体的手法に基づき、考慮する。
 - イ 保全すべき動植物への影響
 - ・ 環境省レッドリスト等に記載されている保全すべき動植物への影響を調査、予測及び評価の具体的手法に基づき、考慮する。
 - ウ 史跡・文化財への影響
 - ・ 史跡・文化財の存在が認められていないこと又は教育委員会等が起業地に含めることに異存がない旨を回答していること若しくは記録による保存などから、考慮する。

(3) 失われる利益と環境アセスメント

- ・ 事業認定に当たっては、環境アセスメントの審査が行われている場合には、環境影響評価において、環境保全措置の実施等により環境への影響が可能な限り低減されているとし、失われる利益は軽微であるなどと説明されることが多い。
- ・ 環境アセスメントの対象ではない場合は、事業者が調査した結果で説明される。

5 事業認定の告示（第 26 条第 1 項）

- ・ 事業認定の要件の判断内容については、告示に記載される。